

近世と近代初頭における神功皇后伝承

——山城国伏見御香宮神社・桂女を中心に——

久世奈欧

【要約】近世の由緒研究において、由緒を語る主体が、政治的な変動にどう対処したか、同一の由緒を持つ主体とどのように関係したかについては、未だ議論が尽くされていない。本稿では神功皇后を祭神とする山城国伏見御香宮神社と、神功皇后の安産・抱瘡守札勸化を行った桂女を事例に挙げ検討した。近世において、御香宮は神功皇后の武運長久利益を幕府へ語る一方、桂女は勸化の場で安産・抱瘡除を語り、棲み分けがなされていた。しかし慶応四年、御香宮は幕末・維新期の混乱を生き抜くため、桂女の守札勸化の差し止めを要求する。これが呪術的宗教行為を神社・宮中から排除するという新政府の方針と合致していたため、桂女の活動は停止に追い込まれる。しかし明治後期には御香宮が桂女の語った神功皇后安産守札の頒布を行うようになる。御香宮は、近代国家が公の場から排斥した民間宗教的なものを取り込み、個人の祈願に込め得る近代的な神社へと変化したのである。

史林 九八巻五号 二〇一五年九月

はじめに

近年、近世中後期から幕末にかけての由緒や、歴史認識に関する研究が進んでいる。権益の保持・獲得のために語られる由緒や、幕末における修陵事業、地誌編纂、藩祖顕彰など、多様な論点が提示されてきた^①。その中では、由緒を語り歴史を叙述するそれぞれの主体の動きや、その由緒を語るることによってなされる主張、そしてそれがどう処理されたかに関

しては詳細な検討がなされ、豊富な事例が蓄積された。しかし、同じ由緒を語る主体同士がどのように共存あるいは競合していたのか、また各時期の政治動向とどのように影響し合ったかについての議論は未だ尽くされていない。特に近世中後期からの歴史意識の高まりは、近代国家が主導する歴史顕彰へと続いていくものとしてとらえられている面があるが、近世に由緒を語っていた集団が近代への転換期をどのように迎えたのかについては、個別の事例に沿って近世からの連続と断絶とを正しくとらえ直す必要があると考えられる。そこで本稿では、山城国において神功皇后伝承を語る主体を検討し、彼らがどのように近代を迎えたかを検討することにより、それらの問題点を考えたい。

神功皇后の伝承は記紀において初めて語られる。その中でも最も有名な「三韓征伐」譚の内容を簡単にまとめておこう。神功皇后の夫・仲哀天皇が熊襲を討とうとしていた時、熊襲征伐を止めて「有財宝国」である新羅を攻めよとの神託が下る。しかし天皇はこれに従わず、命を落とす。神功皇后はこれを神の祟りとして新羅への出征を決めるが、臨月の妊婦であったため、腰に石を挟み、胎中の子に「帰国後に生まれよ」と言い聞かせて武内宿禰ら群臣を連れ出船した。新羅国王は神国・日本から神兵が来たと悟り、戦う前に降伏し、これ以後は日本に朝貢することを誓う。それを見た高麗と百済も日本への朝貢を申し出た。皇后は新羅の財宝を船に積んで帰国し、筑紫に着いた時に無事男児——のちの応神天皇を産んだ、というものである。

この「三韓征伐」譚は、新羅との関係悪化や蒙古襲来など現実の対外的緊張を反映し、平安～中世には神功皇后の仇討譚へと変化したり、皇后の軍勢に加わる神が増加したり、皇后が弓の先で「新羅国ノ大王ハ日本ノ犬也」と石盤に書き付ける逸話が流布するなど、変容を遂げる。塚本明の指摘によると一七世紀中には、神功皇后伝承は思想家の間では『日本書紀』の記述に復帰する一方、近世民衆の間では中世的な要素が濃厚であったという^③。塚本は神功皇后伝承を日本人の朝鮮観を描き出す目的で研究したため、この伝承が民衆の中で保存されることになる「様々な回路」は明らかにしたが、それぞれの関係性には深く触れなかった。しかし一方で、倉地克直は備前国牛窓の五香宮^{ゴコウノミヤ}では元文四年（一七三九）の神功

皇后神宝の開帳が「殊の外不繁昌」であつた事例を挙げ、当時備前の一般民衆には神功皇后伝承が浸透していなかつたことを述べる^④。これらから、京都では少なくとも備前よりも神功皇后の伝承に触れる機会が多く、より一般的に浸透していたと考えられる。

本稿では特に、神功皇后を主祭神とする伏見御香宮神社（こころのみや）の動向を中心として、神功皇后侍女の子孫を名乗る桂女（かぢらめ）との関係や、近世から近代への転換期における両者の変化を検討していく。

① 近年の主要なものでは、地域社会における由緒を研究した久留島浩「村が「由緒」を語るとき」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団』、一九九五年、山川出版社)・山本英二「由緒、その近世的展開」(『日本歴史』六三〇、二〇〇〇年一月)・岩橋清美『近世日本の歴史意識と情報空間』(二〇一〇年、名著出版)・井上攻『由緒書と近世

の村社会』(二〇〇三年、大河書房)や、都市の神社における歴史認識を研究した井上智勝『近世の神社と朝廷権威』第三章(二〇〇七年、吉川弘文館)、伝説・歴史叙述と天皇制との関わりについて考察した

平川新『伝説のなかの神』(一九九三年、吉川弘文館)・鍛冶宏介「仁徳聖帝故事の展開」(新しい歴史学のために)二五二、二〇〇三年)・吉岡拓『十九世紀民衆の歴史意識・由緒と天皇』(二〇一一年、校倉書房)・上田長生『幕末維新期の陵墓と社会』(二〇一二年、思文閣出版)、藩政改革との関わりから研究した岸本覚『近世後期にお

る大名家の由緒』(『歴史学研究』八二〇、二〇〇六年一〇月)・引野亨輔「近世後期の地域社会における藩主信仰と民衆意識」(同上)、近代へつながる歴史意識を検討した羽賀祥二「史蹟論」(一九九八年、名古屋大学出版会)・高木博志『近代天皇制と古都』(二〇〇六年、岩波書店)などがある。

② 村井章介『アジアの中の中世日本』(一九八八年、校倉書房)、金光哲「中近世における朝鮮観の創出」(一九九九年、校倉書房)、高寛敏「神功皇后物語の形成と展開」(『東アジア研究』三八、二〇〇三年)。

③ 塚本明「神功皇后伝説と近世日本の朝鮮観」(『史林』七九卷六号、一九九六年)。

④ 倉地克直「近世日本人は朝鮮をどうみていたか」(二〇〇一年、角川選書)。

一 御香宮における神功皇后伝承

1 御香宮の神功皇后靈験譚の成立

御香宮は伏見石井村にあり、神功皇后を主祭神とする神社である。創建年代や神功皇后を祀る由来ははっきりしないが、御香宮で応仁元（一四六七）～文禄三年（一五九四）の間に作成されたと考えられる『御香宮縁起』^①（以下「縁起」）によれば、貞観四年（八六二）に清和天皇によりこの地に創建された式内社であるという。『看聞御記』には応永二三年（二四一六）ほかに御香宮に関する記事が見られ、この頃には御香宮が伏見九郷の中でも重要な位置を占めていたことが窺える。^②「縁起」によると、御香宮は応仁の乱で焼失後、伏見九郷の氏子が鳥居と宝殿のみを再興したとしている。その後は秀吉による大亀谷山上への遷宮を経て、家康により旧地へ戻されたことが記されている。御香宮の神主は中世以来三木家^{三木}が世襲し、ほかに祝部二名、禰宜四名、神楽や湯立等神事に従事する女役の大神子（大市）一名と、その補佐役二ノ神子（二ノ市）一名、神主家来等^三があり、近世には深草村に朱印地三〇〇石を持っていた。^③

なお、京都祇園会に出される山鉾の一つである、占出山^{うらでやま}の縁起を記した『占出山神功皇后縁起』^④（延宝三年（二六七五）修復）には、「神功皇后ハ山城伏見の御幸宮なり」との記述がある。また、前述の備前国五香宮の名称は、寛文七年（二六六七）に池田光政が備前国牛窓の住吉社を再興した際に改名したものだ^⑤が、これは同社が神功皇后の鎧や腹帯を社宝に持っていたことから、神功皇后の宝物を納めるにふさわしい名前として、御香宮（五香宮）に変更されたと、倉地は推測している。^⑤明暦四年（一六五八）の名所案内記『京童跡追』でも、御香宮は「神功皇后の廟」^⑥と書かれ、少なくとも一七世紀中葉には、御香宮が神功皇后を祀る神社として一般に知られていたことがわかる。

ここでは、近世に御香宮内部において、神功皇后の由緒に対してどのような認識を持っていたのか、特に秀吉・家康に

表1 御香宮と秀吉・家康

	A 義残後覚	B 御香宮縁起加筆部分	C 御香宮社法之事	D 寛文一一年評状	E 山城国伏見御香宮縁起略記
成立年	文禄5年(1596)	寛永20(1643)～正保元年(1645)	寛文10年(1670)	寛文11年(1671)	元禄10年(1697)
著者	愚軒	不明	神主・三木采女	祝部・三木権之助	神主・三木図書
秀吉参拝時期	文禄元年(1593)3月	(記述なし)	朝鮮出兵前	天正年中	天正18年(1590)
秀吉参拝理由	神功皇后三韓征伐の嘉例を慕い、朝鮮出兵の首途を行う。		秀吉が、御香宮に参拝すれば出兵が成功するという夢を見て参拝。成功すれば社殿を建立すると約束し、太刀を奉納。	秀吉が、御香宮に参拝すれば出兵が成功するという夢を見て参拝。成功すれば社殿を建立すると約束し、太刀を奉納、300石寄附。	秀吉が、御香宮に参拝すれば出兵が成功するという夢を見て参拝。成功すれば神領をつけることを約束。
秀吉に対応した人物			三木采女の先祖	神主左京病氣のため、大神子(権之助先祖)	神主三木善次(図書先祖)
選宮について		文禄元年3月、秀吉の神功皇后夢想により、伏見城鬼門の鎮護とすべく選宮・社殿造営、300石寄附。	「異国退治被成」につき、秀吉が選宮・社殿造営、300石寄附。	(記述無し)	文禄3年、秀吉が鬼門の鎮護とすべく選宮・社殿造営、慶長4年秀吉逝命により300石寄附。
家康との関わり		慶長8年、家康により「大明神(神功皇后)の御屋敷なれば」元の社地に造営、御朱印。	元の社地で怪異が発生したため、慶長9年、家康により再び旧地へ選宮。大亀谷社殿は御旅所となる。	家康が常に参拝、代々朱印を授かる。	家康が関ヶ原の戦い前に当社で祈願をする。元の社地で怪異が発生したため、慶長10年、家康により社地を戻される。大亀谷社殿は御旅所に。元和元年、300石寄附。

対する靈験に注目し、年をおつて見てみたい。表一は、各史料上の記述内容をまとめたものである。

最初に秀吉と御香宮の関係が語られるのは、文禄五年の跋文をもつ雑談集『義残後覚』(表一A)の、「秀吉公御功宮にて御首途の事」という項においてである^⑦。ここでは文禄元年三月、朝鮮出兵を志した秀吉は神功皇后「三韓征伐」の嘉例を慕い、御香宮で門出を行ったとされる。一方、御香宮内で、秀吉・家康と御香宮との関わりを記す最も古い記録は、先述の『縁起』の加筆部分(表一B)である。これは記述内容から、寛永二〇(一六四三)～正保元年(一六四

四）頃の加筆と考えられるが、当該部分を抜き出してみよう。

一、文禄三年甲午、豊臣太閤秀吉公、大明神（神功皇后・筆者注）蒙御夢想城子伏見、応仁已来一百三拾年余退転シテ成無足之地、豊臣城為鬼門、大狼谷山上当社有御造立、被寄附山藪并知行三百斛者也、

一、慶長五年庚子、関原陣收、同八年癸卯、征夷大将軍源朝臣家康公、大明神ノ御屋敷ナレハトテ、今之石井庄本跡ニ社頭ヲ有御造営、御朱印領納、

ここでは秀吉が伏見城の鬼門の守りとするために御香宮を大亀谷山上へ遷宮して三百石を与えたこと、また、旧地は神功皇后の「御屋敷」であるため、家康が社地を元に戻して朱印地を与えたことを述べる。この後の部分には、徳川頼宣・頼房の寄進を受けたことも記述される。

しかし、寛文一〇年の『御香宮社法之事』（表一〇）において、朝鮮出兵と秀吉による遷宮・社領寄附が明確に關連づけられるようになる。この史料は、御香宮の祝部三木権之助が、神主三木采女の非法に対する処罰と、自らの権神主昇進を求めて起こした相論の中で、三木采女が伏見奉行へ提出したものである。以下、当該部分を見てみよう。

一、御香宮者神功皇后也、往古より今之宮屋敷ニ御本社在之しを、秀吉公一度伏見古城之東江被成御遷、廻り拾丁程之山を神山と号、社頭御建立被成候事者、朝鮮国御進発之時不思議之御夢想依在之、当社へ御參詣被成、私先祖を被召出、今度秀吉公異国へ被為立候ハ、当社明神者軍陣之守護神と成テ異国御退治之事齡あるべからずとの御夢想有り、御夢想之通、異国御退治被成候ハ、当社を御建立可被成旨被仰渡、其時御太刀一腰宝殿江御納被成候、又今其御太刀当社ニ在之候、明神御夢想之通少もたがハ異国御退治被成候ニは、此時当社を古城之東ニ御建立被成候而、則御社領三百石被為付候、右御本社之跡者筑前中納言殿之屋敷ニ成候得共、神之御屋敷なれば色々異怪とも御座候二付、此旨達 上聞候得者、如何様明神之御をしみ被成候屋敷と見へたり、明神へ返し候へと被仰付從、（常用家世）権現様慶長九年（甲申）本地ニ今之御本社を 御建立被為成候、又秀吉公之御建立被成候所も其儘明神之旅所ニ仕候へと被為仰出、両屋鋪共ニ宮屋鋪と罷成候、 権現様御建立之後久敷御修理無御座候故、殊之外及大破候、当社之儀者、

ここでは朝鮮出兵前、秀吉が「不思議之御夢想」により御香宮へ参拝したこと、その際秀吉が神主（采女先祖）に対し、「異国御退治」が達成されたら「当社を御建立」することを約束したと述べられる。この際秀吉に対応したのは「私先祖」であるとしており、三木采女が自らの出自を飾る目的で秀吉とのつながりを強調したものと考えられる。また、朝鮮出兵後、秀吉は御香宮に社領三百石を与え、大亀谷に社殿を遷したが、旧地に怪異が発生したため、家康が旧地に再建し、朱印地三百石を与えたとする。さらには伏見城で生まれた徳川頼宣・頼房（共に家康子息）・天寿院（秀忠子息、豊臣秀頼・本多忠刻室）の氏神で、家康の崇敬も厚かつたとも記される。

ここからは、秀吉の朝鮮出兵と秀吉による御香宮遷宮・社領寄附が、この寛文一〇年には御香宮内で明確に結びついていることがわかる。神功皇后の加護のために朝鮮出兵が「成功」したという靈験譚ができあがっているのである。加えて、徳川家とのつながりを主張する点は『縁起』と共通するが、家康による遷宮は「異怪」があつたためとされ、さらに靈験の高さを主張する意図が見られる。

一方、翌寛文一一年に采女の追放を求める権之助から伏見奉行へ出された訴状（表一D）では、次のような記述になっている。^⑩

一、御社領參百石被為付候義者、天正年中ニ秀吉公異国御発向之暁天ニ、御香明神靈幻ニ云、我者是古へ三漢（ミヤコ）対治せし神皇后之神也、此所ニ鎮座シテ年久、今度大主異国發向之望甚以可然、我朝ハ異国を隨シ者朕カ外無他、我汝ニ付添軍中可守護と靈幻新ニシテ御夢醒、秀吉公有難思召、神主左京被為召候所ニ病氣ニ伏、大神子を被為召御夢之様御清談被為成、任神意ニ弥異国御進発之間於神前ニ祈念可抽丹精候、御帰陣之節ハ当社造営并御社領可被進と堅々被為 仰渡候、如靈幻之安退治御帰朝、直ニ御參詣、則於神前造営之義奉行中江被為 仰渡、殊ニ軍中江被為召候、備前長光金殿斗付之御太刀壹腰、為神宝御奉納被成、御社領參百石被進、神主大神子可致守護、社人等も召抱申様ニと被為 仰付候御事

一、東照宮依伏見御在城ニ当社之謂委細達 上聞ニ御信仰常ニ御参詣之故、神威益々以重、依之、御神領御代々之御朱印頂戴仕候、加之、紀伊大納言様、水戸中納言様、依御産土神タルニ、拝殿鳥居御門兩殿様より御寄進、天寿院様同御産神故、社頭修理鳥居御寄進并大神子御扶持迄拝領仕候御事、（傍線は筆者）

先の『御香宮社法之事』と同様、秀吉が夢によって御香宮へ参詣し、朝鮮出兵が「成功」すれば社殿を建立すると約束したことが述べられる。秀吉に対応したのが大神子とされ、大神子が天寿院から扶持を拝領したと述べるのは、権之助が大神子家出身であるため、神主家の采女の正当性を否定し、自身の先祖の功績を強調する目的があったと考えられる。この相論の結果、権之助の訴えが認められ、采女が伏見追放となったため、これ以後の記録では、秀吉に対応したのは大神子となっている。また、秀吉参拝の年を天正年間（一五七三～一五九三）と限定しているのは、文禄三年の遷宮や社領寄附を、神功皇后の加護により朝鮮出兵が「成功」した結果であると強調するためだろう。つまり、御香宮ではこの時期に、秀吉の朝鮮出兵「成功」と社殿・社領寄附が、神功皇后の靈験譚として位置づけられたのである。それには彼らが自社の重要性や、自身の一族の正当性を主張する目的があった。

次に、元禄一〇年（一六九七）に社殿修復を願い出る際、神主三木図書によって書かれた『山城国伏見御香宮縁起略記』^①（表一E、以下『略記』）を見てみよう。

一、天正十八^{庚寅}年、豊臣太閤三韓を征し給ふの志あり、其機ひとへに当社明神の靈夢を感じ給ひ、依之、御進発の前当社に詣給ひ祈願あり、即社司に命じての給ふは、若志願のことく外国降服せし御社を建立し神領を附給はんとの給ひ、金作りの御太刀一振^{備前}奉納し給ふ、此時神主善次^{当神主図書五代}祖石京宛と号す初而太閤に謁し奉る、

一、文禄三年^{三甲}太閤始て伏見の御城を築き給ふ砌、当社を御城の良隅^{（谷）}狼谷の山上へ移し、御城鬼門の鎮護となし給ふ、然れとも此時未御神領の御沙汰あらず、太閤薨去之後御遺命有て、慶長四年始て御神領三百石を寄附し給ふ、因茲神主善次初て祝部を居、櫛宜を置、社司神人等漸く全けれハ、此時に至て神威二たひ隆に利生ますく新なり、権現様伏見御城御移り被遊の後、当社を

御崇敬有之、慶長五年東略の御時も先当社江御参詣被遊、御丹誠の御祈願有之、御願御成就にて御帰城被遊候、文祿三年太閤当社を狼谷山上江移し給ふの後、其跡筑前黃門（前黄門）の宅地となる、然れとも此所往古神明御垂迹の地たるによりて、怪異数々多し、人皆是をあやしミければ、遂に 台聴に達し、依之慶長十年 権現様板倉伊賀守勝重に被 仰付、狼谷山上の社を二たひ旧地今の所へ新に神殿を御造宮有之、今の御社はなり、右狼谷山の古宮も御こほち無之、其ま、被指置、当社離宮として毎年九月御神事の節御旅所と成也

一、元和元年 権現様大坂御帰陣の已後、山城國の深草村ニ而社領三百石の御朱印御寄付、それより 御代々様御朱印頂戴仕、御当家御祈願所として恒例の御神事廃忘なく、四海安全御武運長久之御祈禱奉執行、毎年正月御祓を捧、御 目見御暇之節、時服拝領仕なり、(傍線は筆者)

従前からの相違点としては、秀吉の参拝が天正一八年と特定されたことと、関ヶ原での家康の勝利も神功皇后の靈験によるとしていることが挙げられる。秀吉の朝鮮出兵「成功」に加え、家康の関ヶ原での勝利を、御香宮の神功皇后の靈験譚に加えたのである。ここで語られた内容は、元禄一〇年・一五年に神社奉行へ提出した造宮願や、巡見に際しての書上、享保一六年（一七三二）前後の成立である『御香宮総説』¹⁷（以下『総説』）などの中で、近世を通じて繰り返し語られ、その内容が御香宮の縁起のひとつとして固定化する。つまり、奉行所の裁許を要する神主一族内の相論や、寺社奉行への社殿修復の願出等を通して、一八世紀前半には御香宮の由緒が自社内で整理され、定着したのである。

定着した由緒にあわせて、その後少しずつ「物証」が提示されるようになる。『総説』にも記述された、御香宮神社文書「秀吉公願状」は、秀吉が「三韓征伐」前に御香宮に参拝した際、朝鮮出兵が「成功」したら「社頭光栄」にすること
を約束したものである。これには秀吉の花押があるものの、この日は秀吉は会津にいるはずであり、¹⁸実際に御香宮へ参拝したとは考えられない。加えてこの文書は『総説』以前には存在が確認できず、また日付を天正一八年八月一日とすることから、元禄・享保頃に作成されたものと考えられる。

また、伏見奉行などの巡見の際して提出される神宝書上において、秀吉奉納の太刀の扱いが、「奉納物」から「神宝」へと変化する。このきっかけは、宝暦六年（一七五六）の伏見奉行・堀直寛巡見の時、堀の方から「神宝」である秀吉の太刀を見せるように、との伝達があったことであった^⑭。このように当該期には御香宮と秀吉の関係は、ある程度世間に知られるものとなっており、それを示す物が残っていることを期待されていたものと考えられる。実際に、元禄二年の序文を持つ貝原好古の『八幡宮本紀』^⑮や、正徳元年（一七一）刊の名所記『山城名勝志』^⑯などには、秀吉の御香宮参拝の記述もある。

御香宮が秀吉・家康にまつわる靈験を主に幕府に向けて語るのには、御香宮の主祭神たる神功皇后が鎮護国家・武運長久の神霊であると考えられていたことと関係する。近世民衆は、神功皇后以来永年日本に朝貢すべきであったはずの朝鮮が朝貢を怠っているのを、秀吉が朝鮮出兵によって咎めた結果朝鮮通信使が来日していると認識していたという^⑰。その秀吉が神功皇后を慕って御香宮を参拝し、その加護を得て朝鮮征伐を成し遂げたという逸話は、武運長久をもたらす御香宮の靈験を高めるのに効果的な役割を果たす。徳川家の全国統治の契機となった関ヶ原での勝利にも、武運長久をもたらす神功皇后の加護があったという話は、さらにその靈験を高める。それに加えて、徳川家自身が源氏の氏神として八幡神・神功皇后を崇敬していたことも関係するだろう^⑱。

以上のように、御香宮神主は造宮願提出や訴訟、巡見の際しての神宝書上など、幕府と関わり合う時に神功皇后の武運長久の利益を語り、それは秀吉や家康にまつわる靈験譚を創出した。このような機会を重ねることで、一八世紀前半には、御香宮の由緒が自社内で整理・定着され、以後継承されていったのである。

2 御香宮における神功皇后の利益主張

ここで御香宮は近世、神功皇后にどのような利益を付与していたのかを、語る対象によって分けて考察してみる。

まずは、幕府に対する場合を見てみよう。『略記』には神功皇后が「永く弓矢の御守りとならせ給ふ」と述べられ、御香宮では「四海安全御武運長久之御祈禱」をしていることがわかるが、これは朱印地を持つ神社としての祈禱であった。更に前節で見たように、幕府への提出書類等では、秀吉や家康の武運長久の靈験譚を主張して、訴訟や修復を有利に進めようとした。つまり近世の御香宮においては、神功皇后の利益は主に庇護者である幕府に対して語られるものであった。そしてそこでは、幕府の期待に沿うように神功皇后の武運長久・四海安全の利益が説かれていた。

一方で、御香宮は正月・六月晦日の御火焼神事の時などに、禁裏御所や伏見宮への御札や御祓・火焼料の献上を行っている。寛文一一年には、「御代々管領之地」であるために、伏見宮に対し中世以来御祓献上などを続けているとし、また後花園院の産土神であるため火焼料を進上して以来、禁裏御所へも御祓を献上しているという記述がある。ここでは崇光天皇以来の伏見宮とのつながり、後花園天皇以来の朝廷との関わりを主張する。この献上は記述を信じるならば、中世以来の領主に対する礼であって、ここでは神功皇后の利益は重視されない。朝廷とのつながりを保持するにあたっては、御香宮は中世以来の関係を主張していた。

つまり御香宮では近世において、神功皇后の武運長久・四海安全の利益は主に庇護者である幕府に対して語られており、秀吉・家康に勝利をもたらしたという靈験譚が説かれていた。他方、朝廷に対しては、中世以来の領主関係を主張してつながりを保持していたが、神功皇后の利益が語られることはなかった。

- ① 『神道大系』 神社編四（一九九二年、神道大系編纂会）所収。制作者は不明。創立から寛永二〇年までの記述があるが、文禄三年から寛永二〇年までの記述は、別筆で書き加えられたものである。
- ② 『統群書類従』 補遺三・四（一九三〇年、統群書類従完成会）。伏見九郷で盗難などの事件が発生した際に、地侍や郷民が御香宮に集まり犯人の純明や相談を行った記事（応永二四年六月二日条、永享五年（一四三三）閏七月十九日条、永享六年一〇月四日条など）が見られる。
- ③ 御香宮神社文書（京都市歴史資料館架蔵写真版）中の宗旨御改帳や、人別御改帳、社中人員取調帳、諸事内証之扣、社法之事など。
- ④ 占出山町文書（京都市歴史資料館架蔵写真版）。
- ⑤ はじめに注④。
- ⑥ 中川喜雲著、『増補京都叢書』一（一九三三年、増補京都叢書刊行

会）所収。

- ⑦ 『續史籍集覽』七（一九三〇年、近藤出版部）所収。愚軒の編著。高田衛は、文祿年間（一五九三～一五九六）の成立を信じてよいのかとし、筆者の愚軒は豊臣秀頼の御伽衆と推定する（『江戸怪談集』上、一九八九年、岩波文庫）。笹川祥生は慶長三年（一五九八）秋から慶長五年秋の間の成立かと述べる（『義残後覚』考）、『説話論集』二、一九九二年）。

- ⑧ この加筆部分には文祿三年～寛永二〇年の記録があり、寛永二年の徳川頼宣による長床奉納は記されているものの、正保二年の頼宣の石灯籠奉納や、寛文七年の頼宣の鳥居建立など（御香宮神社文書『御香宮総説』、享保一六年（一七三三）前後の成立）は記されていない。以上から、加筆は寛永二〇年～正保元年頃に行われたと推定される。

- ⑨ 御香宮神社文書。寛文一〇年七月一日。

- ⑩ 御香宮神社文書『諸事内證之扣』。権之助は「御香宮元祖神主孫」を称する。

- ⑪ 御香宮神社文書。国立国会図書館蔵『諸州神仏縁起』には「京都伏見御香宮造堂縁起」として収録される。

- ⑫ 注⑧。

- ⑬ 藤井讓治「豊臣秀吉の居所と行動（天正一〇年六月以降）」（藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』、二〇一一年、思文閣出版）。

二 神功皇后伝承のひろがり

1 桂女の活動

第一章で確認した通り、御香宮では、神功皇后の由緒は主に幕府に向けて語られ、武運長久・四海安全の利益がうたわ

- ⑭ 御香宮神社文書『御公儀江鏡之扣』宝暦六年四月二十七日条。三木阿波守宛、取次小野三郎左衛門・大嶋仙蔵書状。堀直寛（享保三（一七一八）～安永六（一七七七）年）は、宝暦元年～同八年、伏見奉行を務めた。

- ⑮ 『益軒全集』五（一九七三年、国書刊行会）所収。

- ⑯ 大島武好著、『京都叢書』七・八（一九三四年、増補京都叢書刊行会）所収。

- ⑰ 神功皇后は中世以来、鎮護國家・武運長久の神として知られている。鎌倉時代末期の写本の残る『八幡愚童訓甲』（『日本思想大系』二〇、一九七五年、岩波書店）では、「我國ノ我國タルハ、皇后ノ皇恩也」とあり、先述の『義残後覚』では「神功皇后、高麗新羅百済国まで威をか、やかし給ひ、其後御功の神社とあらはれ、なかく本朝の守護神たる」とある。畝火山口神社大谷家文書（天理大学図書館所蔵）「太大神楽審帖録」（文政四年（一八二二）四月）では、神功皇后を主祭神とする畝火山口神社が武運長久の利益を主張している。

- ⑱ はじめに注③。

- ⑲ 岡野友彦『源氏と日本国王』（二〇〇三年、講談社現代新書）。

- ⑳ 注⑩。伏見宮は崇光天皇皇子である崇仁親王にはじまり、二代貞成親王の皇子・彦仁親王が正長元年（一四二八）に即位して後花園天皇となつて以来、家格が高まったという（『新版日本史辞典』、一九九七年、角川書店）。

れていた。その一方で、氏子に対しては、神功皇后の由緒を殊更に語ることは見られない。これは、あえて神功皇后の利益を語らずとも、中世以来の關係の中で、御香宮が既に氏子の中での地位を確立していたためと考えられる。御香宮は伏見九郷の氏子にとって「五穀豊熟万民安穩」を祈願し、「家内安全之守」を頒布するような、「伏見九郷之惣社」^①であると自認しており、また御香宮の祭は社外からも「伏見中の総祭」^②と認識されていた。しかし祭礼の際には、「異国退治のまねひをなしてねりわた」^③り、神功皇后の鮎釣りをモチーフとした占出山を出している。つまり氏子をはじめ世間に向けて、毎年神功皇后と御香宮の關係が確認される場があったことは注目される。それでは近世の京都周辺において、神功皇后伝承に触れる機会には、御香宮の祭礼以外ではどのようなものがあったのだろうか。

そのひとつとして、近世には「桂女」と称する人々が、神功皇后守札を売り歩いていたということが知られている。桂女は桂姫とも呼ばれ、中世には桂供御人（鵜飼集団）の女性であり、「勝浦女」とも称したため、縁起が良いとされて戦国大名に重用されたという。桂女の家は近世においては上桂村の一〇軒、下桂村の二軒、上鳥羽村の一軒があり、神功皇后の「三韓征伐」に従った侍女・岩田姫の子孫を名乗って、神功皇后から賜った安産に利益がある腹帯を所持していた。村上紀夫によれば、上桂村・下桂村の桂女は領主への年頭礼や個人的な得意先へ年頭礼に赴き鮎を献上する他は、通常は農業を行っていたという。^④

これに対し上鳥羽村の桂女は、三河時代の家康の御陣女郎・於亀之方の付添として桂女が召され、勝利を齎したという由緒を語って江戸城などに参じ、家康の勝利を神功皇后の武運長久利益によるものだと語っていた。^⑤大田南畝の『家伝史料』^⑥に収められた「山城国紀伊郡上鳥羽村桂女由緒聞ウツシ并僻案下書」の中には、明和七年（一七七〇）に關東へ下向中だった上鳥羽村桂女の夫・中澤右兵衛からの聞書きがある。これによると、上鳥羽村の桂女が家康との由緒のために、村棟役を免除されていること、江戸下向の際の伝馬の使用を許可されていること、江戸逗留中の扶持が出されていること、屋敷が除地であること、老中・若年寄などにも回礼し江戸城本丸で將軍に謁見できることなど、幕府から多数の特権を得

ていたことが記されている。これらがすべて事実であったかどうかは確かでないが、このような主張がされていたことに注意したい。なお享保六年には江戸城登城のために人馬の朱印を与えられたことが確認され、また、正徳六年二月には、「近年別而困窮」のため、「所持之田畑」の除地を求めて江戸へ上っている。この時にも、上鳥羽村の桂女は、自分たちが神功皇后侍女の末裔であること、神功皇后の武運長久の利益、そして家康に武功があつたことを述べる。^⑭つまり、桂女もまた御香宮と同様に、幕府に対して神功皇后の武運長久の利益を語っている。

さらに桂女は、宝暦二年の洛中洛外を皮切りに、幕府の許可と保護を得て、山城・摂津・河内・播磨・江戸・甲斐・武蔵などで、触で確認できるだけで慶応三年まで四一回の御免勸化を行う。勸化とは、寺社の造営等のため、幕府の許可を得て一定期間一定地域において募金活動を行うことであり、特に幕府の便宜が得られるものを御免勸化という。桂女は勸化に先立って触を出してもらい、「神功皇后之安産疱瘡之守」を売り広めていた。時には町代や惣会所などが代金のとりまとめを手伝っていた例も見られる。その勸化活動は、「名代」「役人」を組織した極めて広範囲な活動であつたが、明和四年頃には、「公儀による触れを利用した半ば強制的な集金の制度」となつていたと考えられている。^⑮

桂女は勸化において、神功皇后の安産・疱瘡除の利益をうたい、「神功皇后之安産疱瘡之守」を売り広めるが、大坂三郷では船中安全守の勸化も行っている。^⑯この大坂での触には神功皇后の名前は出てこないものの、摂津国住吉郡住吉社なども神功皇后の渡海安全守護の利益を語ることから、神功皇后の利益による守札と考えられる。^⑰桂女が守札を配る土地の需要に合うよう、利益を変化させていたことがわかる。山城国では桂女の「安産疱瘡之守」勸化の触は、宝暦二年を初出として慶応四年まで、一六度出されている。^⑱これらの活動は、神功皇后の安産・疱瘡除および、船中安全の利益を広めることに一役かつたことであろう。

以上の通り、桂女は主に神功皇后の武運長久利益と、その利益により家康の武功を支えたことを語って、徳川家に経済的支援や御免勸化の許可を求めた。一方で、幕府の許可を得て行う勸化の場では、民衆に対して神功皇后の安産・疱瘡

除・船中安全の利益を語っていたのである。すなわち神功皇后にまつわる由緒をもつ桂女は、語る対象によつてその利益を変化させていた。

2 桂女と御香宮神社

この桂女について、柳田国男や江馬務が桂女は御香宮の神主の娘であるとし、中山太郎が桂女は御香宮に附属していたなどと述べて以降、十分な検討が加えられないまま、桂女は御香宮に奉仕する者とされてきた。そこで、近世における御香宮と桂女の関係を確認したい。しかし管見の限り、御香宮神社文書や、桂女の家文書には両者のつながりを記したものが無いので、主に近世の随筆の中から、両者に触れたものを挙げ、表にした(表二)。それらを年代順に見ていこう。

まずは、第一章でも触れた、『義残後覚』の「秀吉公御功宮にて御首途の事」の項である。ここには桂女は登場しないが、後の書物に引用されるので、全文を抜き出す。

A 義残後覚(文禄五年)

文禄元年三月朔日最上吉日と申によつて、其前日に太閤伏見御功の宮にて御首途あるへしとて、諸臣を御供にて御参詣します、其儀式まことに嚴重なり、神主もかねて承はりしかは、神前をかさり座席を設御前に伺公す、太閤神前にむかはせたまひて、御立願の事とも信心肝心に徹してそ見えさせ給ふ、その、ち仰せいたされけるは、一は当社の神主なるか、さん候と申、我本朝の武将として四海静謐の功を立、万民無事の政法をまもる、しかのみならず高城を退治して本朝の威を一天にか、けんとおもふなり、しかれば当社昔時三韓を罰し給ひ、いまにいたつてわかてう無るなり、その旧例を引きて当社にて門出をなし、こゝろのま、にしたかへるにおゐては、帰陣ののち一かと造管すへきそや、と仰せられければ、一殿うけ給はつて、御誕のこゝく神功皇后、高麗新羅百濟国まで威をか、やかし給ひ、其後御功の神社とあらはれ、なかく本朝の守護神たるへしとの御ちかひなれば、御願いかてかむなしからん、人の国よりわかくに他の人よりもわか人をまもらんとの御託宣なれば、今度の弓箭御利運うたかひあるへからず、御たのもしく思召候

表2 御香宮と桂女

	A 義残後覚	B 三木権之助 訴状	C 塩尻	D 腐鏡集	E 安齋随筆	F 嬉遊笑覽
作 者	愚軒	三木権之助 (御香宮祝部)	天野信景	五世大中庵閑立 志	伊勢貞丈 (享保 2 (1717) ～天明 4 年 (1784)	喜多村信節
成 立	文禄 5 年(1596)	寛文11年(1671)	元禄10(1697)～ 享保18年(1733)	宝暦11年(1761)	未詳	文政13年(1830)
御香宮 について	文禄元年 3 月 1 日、秀吉、御香宮にて朝鮮出兵の首途を行う。女性の神主「一 (= 三木)」が対応。	天正年中、秀吉、御香宮にて朝鮮出兵成功の祈願。神主左京が病気のため、大神子 (= 大市) が対応。帰陣の際の当社遺營・社領寄進を約束。	なし	文禄元年朝鮮出兵前日、秀吉、御香宮にて朝鮮出兵の首途を行う。	文禄元年朝鮮出兵前日、秀吉、御香宮にて朝鮮出兵の首途を行う。	文禄元年、秀吉、御香宮にて朝鮮出兵の首途を行う。女性神主「市女」(A) が対応。御香宮神主「市女」(A) = 山崎の辺に至りて門出を祝った桂女(C・D) = 「伏見の桂女」(E)
桂女について	なし	なし	伏見の桂姫は代々同号。神功皇后の靈を奉祀。桂姫が家主で、その夫は家司のようである。時々江戸に来て、諸家へも出入する。	朝鮮出兵当日、聚楽出陣の際、桂女が山崎の辺りで首途を祝い、神功皇后の嘉例として秀吉に捧物をし、衣服金銀等を賜る。	朝鮮出兵当日、聚楽出陣の際、桂女が山崎の辺りで首途を祝い、神功皇后の嘉例として秀吉に捧物をし、衣服金銀等を賜る。	現在、江戸に来て諸家へ出入する桂女は、桂の里より来るというので、「伏見の桂姫 (= 市女)」(E) とは違うものである。

へ、と申されければ、太閤大に御感悦あつてうち蛇にて三木を三々九といは、せ給ひて、その、ち諸臣へそ下されにける。かくて御益もおさまりければ、一殿御まへをつむと立て神前にたてし金帛をもつて、秀吉公を三とはらひたてまつりければ、太閤いか、おほしめされけん、一は心もかしこくみめもよき女はうかな、我婦陣の、ち、いよ／＼みめをよくしてとらすへきそ、丹誠をぬきんつへし、と被仰ければ、人々けうしたてまつりて、御きけんよく還御おはしましけり、(傍線は筆者)

これによると、秀吉が御香宮において朝鮮出兵の門出を行った際、「当社の神主」の女性「一」＝「三木」が秀吉を祓ったとされている。この「一」とは、御香宮で神子をさす、「市」のことと考えられる。前述の通り、御香宮の神子は「市」と呼ばれ、特に筆頭の神子（大神子）を「大市」と呼ぶが、第一章でとりあげた寛文一一年三木権之助訴状²²でも、秀吉の朝鮮

出兵成功の祈願を行ったのは「大神子」、つまり三木家の女性である大市とされている。次に、尾張藩士天野信景が記した随筆『塩尻』には、次のような記述がある。

C 塩尻（元禄一〇〜享保一八年）

伏見の桂姫は代々同號を傳へ、神功皇后の靈を奉祀す、されは媛は家主の如にして、其夫は家司の如し、男子生すれば他に養はしめ、女生るれば頓て家号を繼しめ侍るとかや、時々東都に参り、諸家へも出入す、錦にて製せる帽を戴く、伝へ云、神功皇后三韓征伐の時服しましませし御肯を学ふとかや、

これによると、「伏見の桂姫」という者達がいて、神功皇后の靈を祀り、時々江戸へ来て諸家へ出入りするとされている。しかしそれと御香宮との関係については触れられない。これについて柳田国男は、「伏見の里には、伏見の桂女と云ふ者が居つて、それは御香の宮の神主の女であつたことが、色々の書に見えて居る」とするが、「伏見の桂女」は桂女自身の記録^②や他の書物^②でも、『塩尻』の引用である場合を除いては見られない。加えて『塩尻』でも「東都に参り」とあるので、天野が上鳥羽の桂女を誤つて「伏見の桂姫」と言つたものだと考えられる。これは、伏見にある御香宮が神功皇后を祀る神社であることを知つていたからこそその誤りであろう。

また、宝暦一一年の序を持つ俳人・五世大中庵関立志の随筆『腐纒集』を見てみよう。

D 『腐纒集』（宝暦一一年序）

豊臣太閤、文禄元年朝鮮征伐として進発の時、伏見御香宮に参詣せらる。然して後日、聚楽出陣の砌、桂女山崎の辺に至りて太閤の行陣に近つき、異国征伐の首途を祝し、神功皇后の嘉例を追て捧物をなせり。このとき太閤より、衣服金銀等を賜ると也、

ここでは、御香宮参詣のすぐ後に、桂女について書かれてはいるが、両者は関係づけられてはいない。また、伊勢貞丈（享保二〜天明四年（一七八四））の随筆『安齋随筆』（E）には、Dの記述がそのまま引用されている。

桂女と御香宮の関係に直接的に触れるのは、文政一三年（一八三〇）の序を持つ喜多村信節の『嬉遊笑覧』である。

F 嬉遊笑覧

安齋隨筆に、（天中庵立志が浮籠集に委しく記せり、その大よそは（中略）豊臣太閤文祿元年朝鮮征伐に進発の時先日伏見御香宮に参詣せらる、然後聚楽出陣の御桂女山崎の辺に至り首途を祝し奉り、神功皇后の嘉例とて物捧をなせり、此時太閤より衣服金銀等を賜るとなり。按るに義残後寛文^{文祿五}年^{年號}太閤御香宮に詣られし時、神主女の市女なる者神前の金幣を持って公を三度祓い奉る、公笑はせ給ひて市は心も賢くみめもよき女房かなとの給ふと有り、山崎まで出て首途を祝し奉りしは此市女なるべし、「塩尻」に伏見の桂女は代々同號を傳へて神功皇后の靈を奉祀すといへる是也、但し今東都に参り諸家にも出入りすといへるは桂の里より来れるとなれば、「塩尻」の説誤れり、^⑤

喜多村は、A・C・D・Eを根拠に、御香宮神主の女性「市女」≡桂女であるとし、またCで言う「伏見の桂姫」の存在は認めつつも、江戸へ上る桂女とは伏見（御香宮）からではなく、桂の里から来る別の桂女だとする。しかし、御香宮神主「市女」（A）と、山崎の辺りで秀吉の首途を祝った「桂女」（D・E）を同一の者とする根拠はなく、続けて書かれていたために、同一の人物だと喜多村が読み誤ったものと考えられる。また、その説を補強したであろう「伏見の桂姫」（C）という言葉も、天野による誤りであったと考えられる。したがって、御香宮神主の女性≡桂女という説は成り立たない。これは、御香宮の大市と桂女が、共に神功皇后に関係する女性であったことを、それぞれA・Cの記述から、喜多村が知っていたために混同されたのであろう。

御香宮神主（またはその娘）が桂女だという説は、明治期に『日本社会事彙』・『大日本地名辞書』が、昭和になって柳田国男が、共に『嬉遊笑覧』を引いて述べる以前には、他の記録には見られない。

また、御香宮の大市にも、桂女としての活動の記録は一切ない。^⑥ 加えて、触や名所図絵で桂女の居所に御香宮が挙げられることはなく、桂女の方からも御香宮に言及した史料はない。

これらのことから、少なくとも近世においては御香宮と桂女とは関係を持っていなかったと考えられるが、喜多村信節

よって混同された後、十分に検討されないまま、桂女は御香宮に属する者であるという説が継承されてきたと考えられる。この混同は、同じ山城国において神功皇后由緒を語る二者が共存していたことから起こったものである。

3 神功皇后安産利益の広まり

さらに、山城国において神功皇后の伝承が語られる場に、祇園会がある。近世には、祇園会の山鉾の由来を記した案内書等が多く出版されており、各山鉾の由来は広く知られていたと考えられる。その中で、出征船鉾・凱旋船鉾・占出山の三つは、神功皇后の伝承をモチーフとしている。

まず凱旋船鉾は、応仁の乱以前から存在する鉾であり、中世的な神功皇后伝承に見られる、神功皇后・住吉明神・鹿島明神・安曇磯良が「三韓征伐」から帰ってくる場面を表す。桂女の安産瘡瘡守札勸化触が初めて洛中洛外に出された宝暦二年に近い、宝暦七年の『山鉾由来記』^{②③}には、凱旋船鉾について、「婦人懐妊の時、この（神功皇后の・筆者注）尊像に腹帯を備へ祈誓して帯すれハ安産するなり、七日十四日共に舟の影に此願をする物也」とあり、一八世紀中頃には安産利益をうたっていたことがわかる。

占出山は明応九年（一五〇〇）の『祇園会山鉾次第』の記事に、「神功皇后山」として記述されており、神功皇后が鮎を釣って「三韓征伐」の戦果を占ったという『日本書紀』の逸話に基づき、鮎を釣り上げる神功皇后像を載せる。また文政七年（一八二四）の『祇園会旧記』では、占出山町は「当町に伝わる処の御腹帯は神功皇后の御守にして」「懐胎の女人安産のため紅白のいわた帯を持参して神体（神功皇后像・筆者注）にまきて戴く」としており、ここでも安産の祈願がなされていたことがわかる。

また出征船鉾は、応仁の乱以前から存在していたことがわかるが、「三韓征伐」出征に際し、安曇磯良が神功皇后に宝珠を奉るといふ、中世に創られた逸話をモチーフにし、神功皇后・安曇磯良と大將軍の住吉明神、副將軍の鹿島明神の人

形を載せる。この銚では、文化十一年（一一八四）には「神功皇后の像腹帯をし給ふ也、安産を願う人のために数をかさねをき、是を毎年とりて箱に納置て古きを産婦に借しあたふるに、必ず無難に安産する事」として、安産の祈願に関わっていたことがわかる。またこの銚を出す船鉾町では、「神功皇后御神形ハ女人難産之愁救ひ給ふ」として、皇子女の出産に際して神功皇后の人形が付けている神面・腹帯の献上を行い、祭りの場で掲げる菊御紋付提灯の拝領を願うなど、朝廷へ向けても積極的に神功皇后の安産利益を主張していた様子が見られる。

以上のように祇園会では、神功皇后は主に安産の守護神として喧伝されていたことがわかる。これと、前述の桂女の守札勸化を考え合わせれば、一八世紀中頃の京都周辺では、神功皇后は武運長久の守護神としてよりも、安産・疱瘡除の守護神としてより親しまれ、求められていたと考えられる。神功皇后の安産・疱瘡除の利益は、一般向けの医学書や勸化本を通して、民衆に浸透していたことも指摘されている。このことは凱旋船鉾において、神功皇后の「三韓征伐」そのものを象徴する船鉾の画像ですら、安産祈願の札になっていたことにも端的に表れている。これは、神功皇后の武運長久の利益は、御香宮・桂女のどちらにおいても、主に幕府に向けてのみ語られていたためであろう。また、御香宮や桂女と占出山・両船鉾が接点を持ったという記録は管見の限りない。占出山・両船鉾が恒常的な守札を頒布していたわけではないこと、船鉾町が神面・腹帯の献上を行うのが皇子女であり、御香宮・桂女とは競合しないことから、棲み分けがなされていたためと考えられる。

ちなみに、前述の備前五香宮では、元文四年（一七三九）に神功皇后腹帯などの開帳にあたって板行した「五香宮略略起」において、「男子は武運長久、女子は難産をまぬかる」とされている。この開帳は前述の通り「殊の外不繁昌」であり、武家以外の人々には神功皇后がなじみの薄いものであったことを示す。これ以降同社で藩主やその関係者のためには疱瘡除・安産祈願や御守の配布がなされたが、一般の人々に配った例は確認できず、また、天明四年以降は藩主らへの祈願・御守配布もないという。京都周辺においては、神功皇后の安産疱瘡除の利益は幕末まで広く一般に知られ続けていた

が、備前国では京都周辺に比べ、武家以外の人々が神功皇后の伝承に触れる機会が少なかったため、藩主の周囲に限った、しかも単発的な動向であったと考えられる。

安産や疱瘡除は、時代や貴賤を問わず切実な問題である。そのため神功皇后に付与されたこれらの利益は、人々の需要にうまく合致し、定着したのである。御香宮や桂女が幕府と結びつく為に神功皇后の由緒を語るのとは異なり、直接的な経済活動を伴う場で語られることで、神功皇后に安産・疱瘡除の利益という商品価値が付与されたとも言える。一方で一九世紀に船鉾町が安産利益を朝廷に対して語ったことは、当該期の朝廷権威の浮上とも関連づけられるが、この商品価値を朝廷と結びつくために利用しているという点では、御香宮・桂女が幕府につながりを求め武運長久利益を語ることに同じ構造である。

以上で見てきたように、一八世紀半ばには、御香宮・桂女は幕府に対し神功皇后の武運長久の利益を語り、桂女の勸化や祇園会の場では神功皇后は安産・疱瘡除の利益を持つものとして語られていた。それでは神功皇后伝承をめぐるこのような諸相が、近代を迎えてどのように変化してゆくのか、次章でみてみよう。

- ① 第一章注⑩「諸事内証之扣」元禄六年六月一日日余など。
- ② 正徳四年刊、著者未詳「郡名所草」(増補京都叢書)九(一九三四年、増補京都叢書刊行会)所収。
- ③ 御香宮は江戸中期頃から境内で見せ物等を催していたが、その場でも参拝者たちに神功皇后由緒が積極的に語られることはなく、参拝者を集めるためには利用されなかったようである(立川洋「伏見御香宮の祭礼と興行」(芸能史研究)五四、一九七六年七月)、同「伏見御香宮祭礼における芸能興行の諸相」(芸能史研究)五六、一九七七年一月、御香宮神社文書)。
- ④ 注②。
- ⑤ 御香宮門前の東組町から出された。中家文書(京都市歴史資料館架蔵写真真版)、「古出山諸入用控帳」(万延元年(一八六〇)八月)など。
- ⑥ 網野善彦「中世における鵜飼の存在形態」(日本史研究)一三五、一九七三年)、同「日本中世の非農衆民と天皇」(岩波書店、一九八四年)。
- ⑦ 柳田国男「桂女由来記」(柳田国男全集)二六(二〇〇〇年、筑摩書房)所収、初出は一九二八年、江馬務「桂女の新研究」(名取嬢之助編「桂女資料」(一九三八年、大岡山書店)所収、初出は一九三〇年)。
- ⑧ 大八木(利)家文書(京都市歴史資料館架蔵写真真版)「桂女謂書」。

- 『桂女資料』所収の原田文書一、小寺文書五～九、中村文書三。大八木・原田・中村家は上桂村。小寺家は下桂村の桂女の家である。
- ⑨ 村上紀夫『近世勸進の研究』第三部一・二章（二〇一一年、法蔵館、初出は二〇〇三・二〇〇五年）。
- ⑩ 麻谷老愚『祠曹雜識』、大田南畝『家伝史料』、『城州桂女考』、『桂姫由来』、『由緒書』など（全て前掲『桂女資料』所収）。家康の御陣女房が桂女であったという伝承は、注⑧大八木（利）家文書『桂女謂書』や原田文書一でも述べられる。
- ⑪ 注⑩。
- ⑫ 注⑩。享保六年の人馬の御朱印は、『枯木集』一（内閣文庫所蔵史籍叢刊）八一、一九八八年、汲古書院）で確認ができる。なお村上は、桂女が主張する「困窮」は、勅化を願い出る際に使う常套句であり、実際に困窮していたとは受け取れないのではないかと述べている（注⑨）。
- ⑬ 注⑨。
- ⑭ 注⑨。
- ⑮ 「船中安全寺札」の勅化が見られるのは、管見の限り文政九年（一八二六）、大坂三郷に宛てて出された触においてのみである（『大阪市史』三、四上・下、一九七九年、大阪市史参事会）。
- ⑯ 寛政六年刊『住吉名勝図会』（『版本地誌大系』一八住吉名勝図会、一九九八年、臨川書店）、寛政五年板・大谷播磨正『畝傍大明神御旅所大鳥居再建寄進帖』（畝火山口神社大谷家文書）など。
- ⑰ 但し、宝暦二年の触には「安産瘡瘡守」とのみあり、宝暦一三年（一七六三）以降の触には「神功皇后之安産瘡瘡之守」と明記される（『京都町触集成』一～別巻二、一九八三～一九八九年、岩波書店）。現存する桂女の守札には、神功皇后という文字と、その像が印刷されたものが確認される（注⑨）。
- ⑱ 注⑦柳田国男「桂女由来記」、江馬務「桂女の研究」。
- ⑲ 中山太郎「日本巫女史」（『桂女資料』所収、初出は一九三〇年）。
- ⑳ 滝川政次郎「巫女起源説批判」（『遊女の歴史』、一九六五年、至文堂）、国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』三、桂女（一九八三年、吉川弘文館、桂女の項は黒川直則による）など。
- ㉑ 第一章注⑦。
- ㉒ 第一章注⑩。
- ㉓ 当時の大神子が誰であるかは特定できないが、確認できる限り、元禄六年以降は、大神子は神主家の三木家の娘や、嫁が務めている（第一章注③）。
- ㉔ 天野信景によって元禄年間からその没年である享保一八年の三〇余年間にわたって書き継がれ、神祇・国学を主として百般にわたって記したものの（日本随筆大成編輯部『日本随筆大成』三期一三卷、一九七七年、吉川弘文館）。
- ㉕ 注⑦「桂女由来記」。
- ㉖ 注⑦「桂女資料」所収の原田文書・小寺文書・中村文書等。
- ㉗ 注⑩の「家伝史料」では、上鳥羽羽村庄屋が「桂女の家筋、上桂・下桂・上鳥羽、三ヶ所二テ、十三家御座候」と述べる。
- ㉘ 「桂女資料」所収。
- ㉙ 故実叢書編集部編『改訂増補故実叢書』八、一九九三年、明治図書出版。
- ㉚ 日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成新装版』別巻一〇、一九九六年、吉川弘文館。巻一「乞士、桂女の項。喜多村は天明三（一七八三）～安政三年（一八五六）に生きた国学者であり、江戸町年寄の家に生まれる。ちなみに引用部の中略部分では『腐鏡集』を引き、桂女の腹帯のことが挙げられている。
- ㉛ 『日本社会事象』（一九〇一年、経済雑誌社）、吉田東伍編『増補大

日本地名辞書』(一九一一年、富山房)、注⑦「桂女由来記」。

③② 「於御香宮ハ諸事神主支配ニ而社中共ニ神主下知を請申管」(第一章注⑬)「諸事内證之扣」とする御香宮で、社内の者が桂女として活動していれば何らかの記録が残ると考えられるが、大市にも、その他の者についても、そのような記録は管見の限り見出せていない。

③③ 宝暦七年刊『山鉾由来記』(京都大学附属図書館所蔵)、『祇園祭祀記』(同前)、『山鉾由来記』と同帙、延宝五年頒刊『祇園御本地』(京都大学附属図書館所蔵)、『祇園会細記』(神道大系)神社編一〇、一九九二年、神道大系編集会)、文化一一年『増補祇園会細記』(京都大学附属図書館所蔵)など。また祇園会の各山鉾の由来は、寛文五年浅井了意著の『京雀』(第一章注⑥)『増補京都叢書』一)や、貞享二年(一六八五)刊の水雲堂孤松子著『京羽二重』(『増補京都叢書』六、一九三四年、増補京都叢書刊行会)など、京都案内記にも多く採り上げられている。

③④ 本稿では混乱を避けるため、塚本前掲論文にならない、「新町通綾小路下ル」の船鉾を「出征船鉾」、「新町通四條下ル」の船鉾を「凱旋船鉾」と呼ぶ。凱旋船鉾は元治元年(一八六四)に焼失後廃絶していたが、平成二六年(二〇一四)に復興、巡行を行った。

③⑤ 『御霊会山鉾記』(『神道大系』神社編一〇巻所収)には、「しんく

くわうくわうの舟」とある。

③⑥ 注⑬。

③⑦ 注⑬ 『神道大系』神社編一〇巻所収。

③⑧ 占出山町文書D三一一八。

③⑨ 注⑬ 『御霊会山鉾記』。ここに、「しんくくわうくわうの舟」とある。

④① これに関して塚本は、出征船鉾は鬼(三韓人)が神功皇后に降伏する体を表していた時期もあったことを述べている(はじめに注③)。

④② 占出山町文書D三一一〇、文化一一年『祇園会細記下』。

④③ 船鉾町文書(京都市歴史資料館架蔵写真版)五「神功皇后御神徳記」宝暦一一年九月。また船鉾町における神面・腹帯の皇子女への献納に関しては、はじめに注①吉岡拓前掲書の第一章(初出は二〇〇六年)に詳しい。

④④ 関根邦之助「疱瘡神について」(『日本歴史』三〇一、一九七三年、吉川弘文館)、永瀬康博「神功皇后伝説の近世的展開」(御影史学研究會編『民俗の歴史的世界』、一九九四年)など。永瀬は、一八世紀中頃から神功皇后の安産にちなんで、腹帯を巻くことが「吉例」となっていく様子を明らかにした。

④⑤ はじめに注④。

④⑥ はじめに注①吉岡前掲書。

三 慶応四年御香宮桂女の相論

1 慶応四年の相論

慶応四年(一八六八)二月、山城国中へ次のような触が出された。^①

桂女義、前以弘候神功皇后安産疱瘡之守、此度山城在町信仰之輩江弘メ度旨相願候付承置候、右守信仰之輩ハ相對ヲ以請可申候、勿論望無之者江押而請させ候筋ニ而者無之候間、此旨相心得可申事、右之通洛中洛外山城國中寺社共可相通置者也

桂女による「神功皇后安産疱瘡之守」の御免勸化を知らせるものである。先述の通り宝暦二年からこれまでに、同じ内容の触は山城国には一六度出され、幕府の許可を受けた桂女が御免勸化を行っていた。これに対して、時の御香宮神主三木日向守は同二七日、新政府に対して、次のような「御願口上書」を提出した。^②

此度桂女 神功皇后安産疱瘡守相弘候段、御触書拝見仕候、当社祭所 神功皇后之御座候、従前々例年 禁裏御所江御祓献上仕候儀、右神名を以配礼仕候義、於当社差支候儀ニ御座候間、何卒御差止被為 成下候様奉願上候、右願之通 御聞届被 為成下候ハ、難有仕合可奉存候、以上

御香宮は神功皇后を祀っており、禁裏御所へ御祓いを献上する際にも神功皇后の神名を用いているので、桂女が神功皇后の守札を売るのは差し支えがあるとして、桂女の勸化の差し止めを要求するものであった。

当然御香宮でも、桂女の「安産疱瘡之守」勸化の触を目にする機会はこれ以前にもあったであろう。にもかかわらず、御香宮が桂女の触に対して反応を示したのはこれが初めてであった。なぜこの時、初めて両者の競合が起こり、どのような結果に終わったのであろうか。この相論の顛末を、当時の御香宮神主三木日向守の日記から詳しく見てみよう。

三木日向守は、二月二五日に桂女の守札勸化の触を見て、即日伏見大栄寺内に新政府により設置されていた伏見市中取締掛「参与衆」^④へ、神主家来を相談に行かせている。そして二六日には、「当所参与衆」から「当所ニ而ハ難取扱」、「京二条参与等御出願可被成様」に言われ、翌二七日に先述の「御願口上書」を弁事伝達所へ提出している。この差し止めの主張の根拠が、「禁裏御所」への御祓献上であることから、朝廷とのつながりを主張してこの訴訟を有利に進めようという三木日向守の企図が窺われる。そして三月三日、三木日向守は弁事役所からの呼び出しを受け即刻上京、神祇事務掛の羽倉越中と面会し、「触書之出所」を調査して「一兩日之内」に報告するという返答を得た。にもかかわらず、三木日

向守は、翌四日には神主家来を丹波町会所へ遣し、触の出所が「古町年寄」つまり「京都市中三役」であることを自ら突き止める。五日には羽倉と面会し、羽倉からも触の出所が「京都市中三役」である旨を伝えられる。そして一八日には、羽倉越中と再び面会して、

此程御願有之候桂女守札弘之義取調候処、已前神祇局御再興無之、以前市中取締参与江願出候間、聞届候由断出候、右御願之通差止置、左様御心得可被成候、先格も有之旨二付、猶亦願出候由申之候、只今之処二而者差止置候由

つまり、桂女の触は神祇局復興以前に許可されたものであったため、今回の三木日向守の要請を容れ、勸化の差し止めを決定したというのである。加えて、桂女は先例を理由に再び勸化の許可を願い出ているが、神祇局ではそれも今のところ許可するつもりはないとしている。三木は厚く礼を述べて退出した。そして遂に、

先達而及御達候桂姫夕施行二相成候神功皇后安産疱瘡之守、山城在町信仰輩ハ相對ヲ以請可申、勿論望無之者ハ押而受させ候筋ニ無之旨可申達置与之御達二付、御通達申置候、然処右ハ御差支之筋も有之、巡行御差留ニ相成候間、猶又御達二付此段及御達候、以上

三月 上下京三役 年寄

という、桂女の神功皇后安産疱瘡之守の勸化を差し止める触が出される。^⑤

では、三木日向守がこの時期に初めて桂女の勸化差し止めの要求をしたのは、どのような背景があったのであろうか。前述の通り、御香宮は一八世紀前半には、縁起を自社内で整理・定着させていた。また、幕府に対して秀吉・家康との関係を主張する姿勢も、幕末まで続いている。元治元年（一八六四）、徳川家茂の上洛に際し提出された書上の「神宝之品書」には、家康奉納の太刀、秀吉拝領小刀、秀頼初陣の鎧が初めて現れている。^⑥ さらに同時期、三木日向守は家茂上洛に際して御目見えの上拝礼をしたい旨を申出、二条城で拝礼する。^⑦ また、同年七月一日には、禁門の変に際して伏見にも軍勢が止宿し社内が混乱していることを理由に、「往古頂戴仕候 （御用家世） 神君様御黒印御制札之写」を門前に建てたいと願い出るが、これについては回答を得られぬまま立ち消えになってしまった。これらの行動から、この時点では三木日向守は、

幕府権威によって、幕末の混乱から自社を守ろうとしていたことがわかる。

ところが、慶応二年一〇月、「禁裏御所諸社江結構ニ御寄附被為在候趣」を聞き、正月の御祓献上などの「格別之御由緒」があるので、近年大破した御衾を寄附して欲しいと禁裏へ願ひ出、許可される^⑨。これ以前御香宮では、修復願は伏見奉行に提出し、自力で修復することを常としていたが、このことが御香宮にとって朝廷との接点を深め、朝廷による庇護を求める契機になったのではないかと考える。これは幕末における朝廷権威浮上を受けた動きの中に位置づけられ、御香宮と朝廷の関係における画期であった。加えて鳥羽伏見の戦いにおいて、御香宮は慶応三年末から翌四年二月一日まで、薩摩軍の駐屯地となった。その中で三木日向守は、日記中で旧幕府軍を「賊軍」と表現し、「放火之義ハ都而賊軍之所業^⑩」、「官軍勝利恐悦至極^⑪」という記述を行うまでに認識が変わっていた。このような記述からは、幕府への尊敬や依存心が既に失われている様子が見てとれる。三木日向守は鳥羽伏見の戦いを身近に体験し、自らの安定の拠り所としていた幕府の失墜を肌身に感じたのではなかったか。

第一章で確認した通り、神功皇后の由緒・利益は、御香宮にとつては幕府との関係を考える上でのみ重要な物であつて、一般民衆や氏子に関わる限り問題にされなかった。加えて縁起が整つてからの御香宮と幕府の関係は安定しており、ことさら神功皇后由緒を語る機会もなかった。まして安産瘡守という利益は、語る必要はなかった。そのためあえて神功皇后伝承を独占する必要はなく、桂女と由緒をめぐり競合を起すことはなかったと考えられる。にもかかわらずこの慶応四年に御香宮が相論を起したのは、桂女の守札勸化自体を問題としたのではなく、桂女が神功皇后の由緒を語り新政府からの庇護を受けようとしていることを危険視したためであると考えられる。これは差し止めの正当性の根拠が、「禁裏御所」への御祓いを神功皇后の神名で行っていることに求められている点から窺える。庇護者であつた幕府の失墜に危機感を抱いた三木日向守は朝廷への接近を図り、神功皇后の守札勸化を行う桂女の活動を、自社の活動を妨害するものと考え、停止させようとした。また、桂女が幕府という後ろ盾を失い、新しい庇護者——おそらくは朝廷とのつながりを得る

前に訴えを起こそうと、このような迅速な行動に出たのではなからうか。御香宮の中で神功皇后の由緒が、朝廷へつながる手段として、その価値を高めたとも言える。つまりこの桂女との相論は、御香宮が維新时期を生き抜くために、新たに朝廷に庇護を求める道を開こうとして起こしたものであったのである。御香宮が神功皇后の由緒を語って朝廷の庇護を求めるにあたって、同じ神功皇后の由緒を語る桂女の存在によって自社の独自性が低下することを恐れ、訴えを起こすに至ったのであろう。

2 相論の背景

桂女は、幕府から新政府へと政権が変わっても従来の勸化活動ができるようにと、この慶応四年に触の発布を求めたのであろう。その正当性は、「先格も有之」ため、であった。しかし、この相論では三木日向守の訴えが容れられ、桂女の願いは退けられてしまった。そこにはどのような背景があったのだろうか。これには勸化に対する新政府の認識が関わっていると考えられる。そこで、ある事件の記録を見てみたい。慶応四年六月、勢州浅野隼人知行所播州赤穂郡若狭野村において、内田禎之助と石原益勝の二名が、桂姫の守札勸化において強談に及んだため、勢州鎮撫方が召し捕った。兩人は同年二月に太政官に勸化の許可を得たと主張したが、拘留中に脱走したというのである。ここで勢州留守居は「畢竟勸化と申旧弊より村民ヲ苦ましむる事共出来いたし候」とし、「御一新可相成候様」と述べる。ここからは勸化活動そのものが「旧弊」として否定され、また桂女が幕府の失墜によってその庇護者を失った様子が窺える。なお、内田・石原は、「京清和院」に居る「桂姫門内」の者だと名乗るが、勢州留守居は「桂姫家来」ではなく「出入之もの」だろうとし、太政官の許可に関しても疑問視している。しかし先述の通り、近世段階から桂女に代わり「名代」や「役人」が勸化活動を行っていたことから、この内田・石原の両名も、そうであった可能性は高い。だとすれば、彼らは三月に勸化差し止めの触が出ていた山城国では活動ができず、播州まで足を伸ばし、さらには強談という強硬な手段で勸化活動しようとして

いたのかもしれない。

この事件への対応からは、当時すでに新政府内に、勸化が時代にそぐわないものであるという認識があったことがわかる。これを考え合わせると、御香宮との相論において桂女の勸化が許可されず、御香宮の主張が受け容れられたことには、新政府——とりわけこの事件を扱った神祇事務局の方針が大きく関わっていると思われる。

慶応四年二月二〇日に設置された神祇官事務局で、津和野派国学者が祭祀・祭祀行政に中心的な役割を果たしたことは、羽賀祥二や桂島宣弘により指摘されてきた。^⑮ 輔を務めた津和野藩主亀井茲監、慶応四年三月から四月まで判事を務めた同藩士大國隆正、また同年二月二〇日から権判事を務め後に神祇副判事・神祇大副・教部大輔へと進む大國の弟子で同藩士の福羽美静らがそれである。その津和野藩校で国学教授を務めた岡熊臣は、神職に相對するものとして、民間の宗教者達について次のように述べる。

俗家にて咒禁など専ら仕り候もの類、殊のほか多く、時々流行立て申し候、是等は奉仕の神社厩祠もこれ無く、本所本山ある神職・法師・修験にてもこれ無く、唯凡俗卑下の百姓無頼の泥坊、また後家・孀・或は出所本国もこれぬ乞食類にて、男女老少を欺惑する妖怪に候、是等は一統厳しく御制禁これ有りたき事に存じ奉り候、^⑯

つまり、きちんとした所屬を持つ神職・法師・修験者ではなく、まじない等を行う者達——桂女のような者達は、庶民を欺く者であるから取り締まるべきだと述べるのである。さらに、岡は神武天皇・日本武尊・仲哀天皇・神功皇后・応神天皇を「靈神」の例とし、神功皇后を神のひとつに数えている。^⑰ 桂女の活動が否定され、御香宮の訴えが容れられる論理が、このような津和野派国学者の思想からも裏付けられる。時代は下るが、明治四年（一八七一）に雜種賤民の解放を知らせる京都府の布達において、「妖怪の言を唱へ、諸人を誑惑候に付、巫相勤め候儀は堅く禁止の事」として呪術的な宗教行為が禁止されるが、桂女の勸化が否定されることはそのかなり早い例とみてよいであろう。

また、高木博志は、幕末までの年中行事において宮中に入出入りしていた賤民・芸能者が、明治初年から東京「寛都」完

了までの間に仕出仕しなくなる事例を挙げ、明治初期に宮中から賤民が排除され、呪術的な宗教の要素が一掃されると述べる。^⑩ 神社の祭祀——御香宮が祀る神功皇后の周辺から、神祇官および新政府によって、民間の宗教者——桂女が排除されるこの一件は、これと同じ傾向を持っているといえるだろう。

では最後に、その後御香宮は近代のように変化していったのかを見ておこう。明治三年一二月には朝廷への社寺からの献納の廃止が決められ、御香宮は朝廷との関わりも失ってしまう。^⑪ また、明治四年から始まる上知令は、近世社領からの収入に頼っていた御香宮に、経済的に重大な打撃を与えたと考えられる。明治以降の御香宮の運営に関しては資料が乏しい。しかし明治以降に奉納された絵馬に「神功皇后三韓征伐」や日清戦争における戦いの様子を描いたものがあること、明治四〇年には買収により社地を拡げて「日露戦役記念碑」を建てたことなどから考えれば、^⑫ 国の功績——特に神功皇后との関係から対外戦争——を顕彰し、国民を教化しうる場として機能していたことがわかる。

しかし一方で、御香宮の由緒や祭祀を紹介した明治三四年一〇月二日の京都日出新聞の記事に、次のような一節がある。当社祭神は 神功皇后なれば安産の守護神とて常に賽者多く、神護の腹帯を受け妊婦の腹巻にすれば安産すと云ひ、又安産の御守札も社務所より出す、奈良鉄道桃山駅より僅に二丁なれば参詣するに便利よし

これによると、御香宮は安産の腹帯と守札を社務所で頒布している。つまり、御香宮は参拝者へ神功皇后由緒を語っているのである。これらは、近世の御香宮では見られなかったものである。桂女という語り手を失った神功皇后の安産利益が、御香宮によって世間に発信されている。府社であった御香宮はその経営費用を氏子や崇敬者の寄附等でまかなう必要があり、その中で御香宮が考え出したのが、神功皇后の由緒に基づく安産の腹帯と守札の頒布であったのではないか。それが可能であったのは、桂女や占出山・両船鉾等によって、神功皇后の安産利益が京都周辺に定着していたからに他ならない。御香宮は桂女との相論を想起し、この商品価値を自社にも適応できるものとして認識したのかもしれない。また、明治二八年の奈良鉄道京都桃山間開通や、平安遷都千百年記念祭、京都での第四回内国勸業博覧開催等によって増加していた観光

客に参拝を促す意図もあつたであろう。

つまり御香宮は、氏子に限らない民衆の信仰を広く得るために、桂女や占出山・両船鉾が語っていた安産・疱瘡除の利益を取り込んだと言える。ここからは、新政府による国権拡張の象徴としての神功皇后の扱いのみに重点を置いた従来の研究や、明治期に征韓論の高まりから庶民の中でも神功皇后伝承が朝鮮征伐譚としてのみ注目されるという主張とは違う一面が見られるであろう。

また、幡鎌一弘は奈良県の事例を挙げ、村落部では近代において「宗教が身分や村・町の共同体を超えて個人と切り結び、同時に宗教が宗教的消費者の市場原理に従属する」状況が生じるとい^⑤。御香宮は、幕府の庇護を受け、中世以来の領主関係や氏子関係の中で生きる近世的な神社から、桂女や占出山・両船鉾が担っていた個人消費者の要求——民衆の安産・疱瘡除祈願に応え得る近代的な神社へと変貌を遂げる。その過程で、近代国家が公の場から排斥した民間宗教的なもの——桂女の役割と、神功皇后の安産利益が、神社に吸収されているのである。

- ① 『京都町触集成』一三卷（一九八七年、岩波書店）、四四四。
- ② 御香宮神社文書『慶応四戊辰年日記』。提出先は、「弁事伝達所」である。弁事とは、明治初年の政府において庶務を担当した官職。明治元年二月三日に総裁局の中に新設された。
- ③ 第一章注②。
- ④ 大栄寺は現伏見区東大黒町にある浄土宗智徳院末寺で、「京都市の地名」一九七九年、平凡社）、当時伏見市中取締掛参与がいたものと考えられる。当時の伏見市中取締掛参与は田宮如雲で（『京都の歴史』七、一九七四年、京都市史編さん所）、取締役所は板橋二丁目の元尾州屋敷、出張所は丹波橋石屋町勝念寺であった（西野伊之助『伏見叢書』一二、一九三八年、京都大学文学研究科図書館蔵）。
- ⑤ 前掲『京都町触集成』別巻、補一四一一。
- ⑥ 御香宮神社文書『諸用帳』文久四年一月一六日～元治元年四月一三日条。神主三木日向守が記す。
- ⑦ 注⑥『諸用帳』元治元年四月九日条。
- ⑧ 注⑥『諸用帳』元治元年七月一日～一九日条。
- ⑨ 御香宮神社文書『諸用帳』慶応二年八月～一〇月三〇日条。
- ⑩ はじめに注①井上智勝、鍛冶、吉岡、上田など。
- ⑪ 注②『慶応四戊辰年日記』一月三日条。
- ⑫ 注②『慶応四戊辰年日記』一月九日条。
- ⑬ 京都府庁文書（京都府立総合資料館蔵『慶応四年辰^{自閏四月}至八月御達留』六月八日条。
- ⑭ 慶応三年一月に大坂三郷宛に出された桂女の守札勅化の触は、「京都七本松通一條清和院桂姫」の要求によるものである（第二章注

⑮『大阪市史』(四下)。なお、清和院は、藤原良房の邸宅「染殿第」の南に既に創建されていた仏心院が元になった寺院。万治四年(一六六一)の禁裏炎上で類焼し、七本松通一条上るに移転・再興された(平凡社編『京都市の地名』、一九七九年、平凡社)。触に見える上鳥羽の桂女の所在は、近世を通じて山城国内を転々としており、内田・石原はここに逗留していたと考えられる。

⑯羽賀祥二『明治維新と宗教』(一九九四年、筑摩書房)、桂島宜弘『幕末民衆思想の研究 増補改訂版』(二〇〇五年、文理閣)。

⑰「説淫祀論」(加藤隆久『岡熊臣集——神道津和野教學の研究——』、一九八五年、国書刊行会)。

⑱高木博志『近代天皇制の文化史的研究』(一九九七年、校倉書房) 第二部第六章、『京都の部落史』六史料近代一。また呪術的宗教行為の禁止単体としては、明治六年一月一四日に「梓巫市子憑祈禱狐下等ノ所業ヲ禁ス」として、神祇省を改組してできた教部省から、各府県へ布達されている(『太政類典』第二編二六六巻教法十七・神官)。

⑲注⑱高木。

⑳『太政類典』第一編四五巻儀制・諸儀式二(国立公文書館所蔵)、第三章注⑱。

㉑明治四年の上地令は境内を除く全ての領地と除地の上地を、明治八年の上知令では社殿の敷地と祭典の広場以外の、付近の山林・田畑・

おわりに

御香宮は一八世紀半ばには神功皇后の武運長久の靈験譚を確立させ、それにより幕府へ庇護を求めた。桂女は幕府に対しては神功皇后の武運長久の利益を語っていたが、一八世紀半ばからは幕府の許可を得て、神功皇后の安産・痲瘡除の守

宅地・不毛地(境内内付属地)の上地を命じたものであった。また、

明治七年に通減禄制が公布される。この制度は、社領の旧領高の四分の一をこの年に給されるものの、二年目からその一〇分の一ずつを減らし二〇年目に一〇分の一、一年目にあたる明治一七年に政府の支給は全廃された(第三章注④『京都の歴史』七。御香宮もその例外でなかったことは、第三章注④『伏見叢書』にも記されている。また、この頃の苦しい状況に関しては現御香宮神社宮司の三木善則にもご教示頂いた。

第三章注④『伏見叢書』。

㉒牧原憲夫『文明開化論』(岩波講座日本通史)一六、一九九四年、岩波書店)、長志珠絵『天子のジェンダー』(西川祐子・荻野美穂編『共同研究 男性論』、一九九九年、人文書院)、高寛敏『神功皇后物語の形成と展開』(『東アジア研究』三八、二〇〇三年)など。

㉓塚本前掲論文、リチャード・W・アンダーソン『征韓論と神功皇后絵馬』(網野善彦・塚本学・宮田登編『列島の文化史』一〇、一九九九年、日本エディタースクール出版部)、及川智早『神功皇后伝承の近代における受容と変容の諸相』(『国文学研究』一四八、二〇〇六年、早稲田大学国文学会)など。

㉔幡鎌一弘『明治初年の宗教の世俗化をめぐる』(『天理大学学報』四八巻一号、一九九六年)。

札勸化を始めた。この勸化や、祇園会の占出山・両船鉾の活動により神功皇后の安産・痲瘡除の利益は山城国では特に広く知られ、商品価値を持つていたと考えられる。神功皇后由緒は、権益の取得保持のために語られるのみならず、守札頒布などを通して広く一般に向けて語られることによつて、その価値が社会で認められていた。一方で、同じ神功皇后の由緒を語る御香宮と桂女は、近世段階では由緒を語る対象や目的が異なつたことから、棲み分けがなされてきた。

しかし慶応四年に新政府が樹立されると、御香宮の訴えによつて桂女の勸化活動は停止させられてしまう。それは御香宮が維新期の変革を生き抜こうとして起こした行動であつたが、神祇官および新政府の民間宗教者排斥の方針と合致したことで、御香宮の訴えは新政府に受け容れられた。そして御香宮が引き継いだ安産利益と守札の頒布は、御香宮が近代的な神社へと変貌したことを象徴していた。

この維新期の両者の相論は、一九世紀に由緒への興味が高まつた結果というよりも、御香宮・桂女が当該期の政治体制の混乱に対処する中で起こつたものと考えられる。また御香宮がその後、桂女が行つていた安産・痲瘡除の御守の頒布を始めたことからは、御香宮が神社として政府から国家祭祀を行う民衆教化の場として位置づけられ^①つつも、それだけにとどまらず、近世的な由緒に基づく利益や守札頒布を取り込むことで存続してきた様子を見ることができた。

更に近代移行期には、由緒を語る主体の性質によつては呪術的とされて、近世以来の活動が制限される場合があつた。特に今回見た神功皇后のような皇族に関わる由緒を語る場合、近世に多様に存在していた由緒を語る主体が、近代に入ると政府により淘汰される。

吉岡拓は、近世段階で由緒により特権を得ていた者達が明治初年頃に天皇・親王等へ接近を図る際、その主張は戊辰戦争による内乱期には認められても、近代国家構築の中でやがて否定される流れがあつたことを指摘している。吉岡は惟喬親王の由緒を語る大原郷士を検討しているが、彼らは近世後期に郷内の他住民との差異化を図つて由緒を形成し、慶応四年四月にその由緒から新政府への出仕嘆願を行い受け入れられたという。これは拒絶した場合に郷士らが反政府的活動に

傾倒することを恐れ、新政府側が一時的な懐柔策をとつたものとされる。大原郷士は続けて明治五年以降、士族編入を求め、同一四年にはこれを否定されている。^②

本稿で扱った神功皇后は、惟喬親王に比べ、明治政府にとって特に重要な人物と考えられていた。少し時代は下るが、神功皇后は天皇家の中でも「皇祖」であることに加え、三韓征伐のエピソードから「国権拡張」の象徴ともなり、明治一年発行の起業公債や紙幣・切手にもその肖像が使用された。^③このように新政府・天皇家にとって重要な意味を持つ人物であつたことが、神功皇后を由緒に語つた桂女の活動停止という判断に影響したと考えられる。

さらに大原郷士や他の由緒主張者と異なり、桂女が安産・痲瘡除祈願という宗教に關係する活動を行つていたことも、早い時期に活動を停止させられる大きな原因となつた。近代的な「神道」樹立の動きの中では、桂女のように宗教行為に關つた由緒主張者はその存在を否定されていつたと考えられる。

これに加えて桂女の場合は、式内社・御香宮からの訴えがあつたことが活動の停止を早めた。ここからは、戊辰戦争時点で既に、新政府による近世的な由緒主張者否定の方針があつたことが窺えよう。特に桂女は、神功皇后という国にとつて特に重要な皇祖に由緒を求めていたが為に、新政府側から否定されることとなつた。しかしその一方で、近世に社会に認められていた商品価値を持つ神功皇后の安産・痲瘡除利益は、近代を迎えても御香宮に語り手を替えて、保存されてゆく。ここからは近代、さらには現代へと伝えられてゆく、近世の由緒の姿が見て取れるのである。

① 第三章注⑮羽賀。

② はじめに注①吉岡。吉岡によれば、その後京都府知事北垣国道の働

きにより、明治一八年に再び大原郷士の士族編入が認められという。
③ 第三章注⑳牧原。

The Image of Empress Jingū from Early Modern Times
to the Beginning of the Modern Period: Gokōnomiya Shrine
and the Katsurame of Yamashiro Province

by

KUZE Nao

Recently, research on the early-modern origin stories has accumulated. However, the relationship between the subjects that share the same origin story has not been fully addressed. Furthermore how the subjects of the tales dealt with Meiji Restoration has not been clarified. Therefore, I examine Gokōnomiya shrine (at Fushimi in Yamashiro province) and the Katsurame in this paper in order to consider these issues. Both the shrine and these women trace their origins to Empress Jingū and Kyoto. Empress Jingū, a mythical figure who appears in the *Nihon Shoki* and *Kojiki*, is said to have led an attack on the Korean peninsula during her pregnancy and vanquished Silla. After returning to Japan, she gave birth to Emperor Ōjin (the deity Hachiman).

In early modern times, Gokōnomiya shrine sung its benefits and fortune in war to the Tokugawa government. Gokōnomiya shrine's story of origin with Empress Jingū was formed through the creation of documents used in litigation and applications for repairs. On the other hand, the Katsurame boasted of benefits in easy delivery and the elimination of smallpox (*hōsō*) as they sold amulets under the protection of the Tokugawa government. As the activities of the shrine and the women differed in terms of the purpose and objects, they could co-exist in early modern times. It should be noted that the Katsurame were said to be associated with Gokōnomiya shrine, but it is now clear on the basis of my examination of the issue that they were unrelated during early modern times.

In addition, thanks for the activities of the Uradeyama and the two Funaboko floats of the Gion Festival, the benefits of Empress Jingū's in easy delivery and the elimination of smallpox were widely known in Kyoto. The stories of Empress Jingū's benefits were told not only in order to gain prestige, but were also told in order to sell amulets so their commodity value

was recognized by the society.

In 1868 (immediately after the Meiji government), the Katurame appealed to the Meiji government for the protection of their activities, as they had with the Tokugawa government during the early modern period. The Meiji government recognized their appeal once. But Gokōnomiya shrine requested that the Meiji government put a stop to the Katsureme's activities in order to solve their management issues. Gokōnomiya shrine had lost the assistance of the Tokugawa government, so they sought the protection of the Meiji government. This request was accepted by the Meiji government because it was consistent with their policies of eliminating magical religious acts from shrines and the court. As a result, the Katsurame's activities were stopped. Their activities had been evaluated as unsuited to the new age by Meiji government.

However by 1901, Gokōnomiya shrine had incorporated the benefits of easy delivery and the elimination of smallpox, and it was selling the amulets. Gokōnomiya was transformed into a modern shrine by adopting elements of an early modern popular religion.

The Transatlantic Network between the American Committee on
United Europe and the European Movement, Focusing on the
Drafting of a Constitution for the European Political Community

by

TAKATSU Tomoko

The aim of this article is to consider the formative period of European integration from the close of the Second World War to the mid-1950s through a clarification of the non-official process of the drafting of the European Political Community Treaty (EPC Treaty) from a transnational perspective.

Previous studies of the history of European integration have been criticized for strongly defining it in terms of national histories centered on an analysis of each nation's government and ignoring the involvement in the policy of integration by non-state actors. In contrast, recent scholarship has tended to emphasize the important role played in decision-making on the